

千葉県条例第 号

千葉県議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
千葉県議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年千葉県条例第  
24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間において交付する政務調査費に係る基準月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

政務調査費の月額を暫定的に引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。